目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方（素案）

目黒区教育委員会

○「目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方」についてご説明します。
○生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校部活動は、生徒がスポーツや文化、芸術等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われています。
○しかし、少子化の進展や学校における教員の働き方改革の観点から、従前と同様の体制で学校部活動を運営することが難しくなっており、学校部活動の改革の必要性がうたわれるようになりました。
○そこで、目黒区立学校の部活動について、より持続可能な運営方法や地域の団体との連携など、改革の基本的な考え方をまとめました。

0. 目次

1. 国・東京都の動き
2. 目黒区における現状と課題
3. 部活動の教育的意義
4. 部活動改革の理念
5. 部活動改革の方向性
6.「地域展開」にあたっての留意事項
7. 推進体制の整備
8.「地域展開」に伴う学校との連携について
9. 今後の検討課題

○目次は、お示したとおりです。

1. 国・東京都の動き

（1）国の動き：改革実行期間

令和8年度　→　令和13年度

改革実行期間

学校単位から地域全体で支える仕組みへの転換を全国的に推進（地域クラブ活動への移行）

※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月　スポーツ庁・文化庁）

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月　文部科学省）

（2）都の動き：東京モデルの提示

①地域展開
地域の団体が運営団体・実施主体として、子どもの活動の機会を確保

②拠点化
複数の学校で連携して行い、子どもの活動の機会を確保

持続可能な部活動体制

③地域連携
外部人材の活用

※「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」（令和8年3月）

○近年の部活動改革は、少子化の進行や教員の長時間勤務の是正といった課題を背景に、学校中心の活動から、地域全体で支える仕組みへの転換を目指して進められています。
○こうした中、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動改革の基本方針を示しました。
○そこには、地域のスポーツ団体や文化団体等が主体となる「地域クラブ活動」への移行を推進することが明確に位置付けられ、令和5年度から令和７年度までの3年間を「改革推進期間」とし、特に休日の部活動について段階的に地域移行を進めることが示されました。
○また、令和７年12月には、文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進しています。

○国の動きを受け、東京都は令和8年３月に「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」を策定しました。
○この計画では、国が定めた令和8年度から令和13年度までの改革実行期間における取組の展望を明らかにし、各区市町村の状況に応じて、①地域の団体が実施主体として子どもの活動の機会を確保する、部活動の地域展開②複

数の学校で連携して行い、子どもの活動の機会を確保する、部活動の拠点化③外部人材を活用する、部活動の地域連携の3つを組み合わせて、部活動体制を構築するものとしています。

○東京都における令和5年度以降の部活動改革は、国が示したガイドラインと改革推進期間を基盤とし、具体的な実施計画と支援策を整備する形で進展しています。
○一方で、改革の実施に当たっては、指導者の確保、活動場所の調整、費用負担、地域間格差などの課題も指摘されており、国・東京都ともに財政支援や人材確保の仕組みづくりを進めている段階です。

2. 目黒区における現状と課題

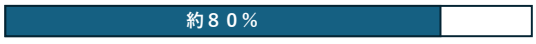
（１）現状

・目黒区立学校に係る部活動の方針(平成31年3月策定)に基づき、全ての区立中学校で、顧問教員のほか、地域の人材を活用した外部指導者の配置や合同部活動を実施。
・令和6年度からは、東山中学校で顧問業務や専門的な技術指導等を業務委託する部活動支援事業もモデル実施。

＜児童・生徒や保護者のニーズ＞

・専門的指導者から指導を受けたい。
・地域クラブ活動に参加したい。

専門的な指導者から指導を受けたいと思う生徒
（区立中学校の部活動に参加している生徒）



放課後や休日等のスポーツ・文化芸術活動に参加している児童
（区立小学校5・6年生）



学校以外の地域クラブ活動やその他習い事に参加している児童



目黒区部活動に関するアンケート（令和6年7月～8月に実施）より

○現在、目黒区では、目黒区立学校に係る部活動の方針に基づき、全ての区立中学校に、地域の人材を活用した外部指導者の配置や、合同部活動など、生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築や体制整備を行っています。
○令和６年度からは、東山中学校をモデル校として、顧問業務や専門的な技術指導等を業務委託する部活動支援事業も実施しております。
○令和６年７月～８月に目黒区教育委員会が実施した、部活動に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」）によると、区立中学校の部活動に「参加している」と回答した生徒のうち、約８０％が専門的な指導者から指導を受けたいと思っており、外部指導者による指導を含めた中学校の部活動に対する期待が高くなっております。また、区立小学校５・６年生児童のうち、約５０％が放課後や休日等のスポーツ・文化芸術活動に「参加している」と回答しており、それらの児童の約９５％が、学校以外の地域クラブ活動やその他習い事に参加していることから、これから中学生になる子どもたちの間でも、学校部活動以外の地域クラブ活動へのニーズも高いことが分かります。

2. 目黒区における現状と課題

（2）令和8年度　目黒区立中学校の部活動の状況について（令和8年5月1日現在）

部活動の加入者数及び加入率	
在籍生徒数	2717人
部活動加入者数	2437人
部活動加入率	90%
運動部所属人数	1602人
文化部所属人数	835人

部活動顧問・指導員の配置	
運動部顧問教諭	119人
運動部部活動指導員	53人
運動部外部指導員	29人
文化部顧問教諭	77人
文化部部活動指導員	17人
文化部外部指導員	23人

※部活動指導員：学校教育法施行規則に基づき、校長の監督の下、学校部活動における実技指導、活動の管理運営、安全管理、生徒指導に係る対応、大会・練習試合等への引率その他部活動の顧問として必要な業務を担う者
※外部指導員：部活動において、顧問教員又は部活動指導員と連携・協力し、専門的な知識や技能を生かして、主として実技や技術面の指導を補助する者

○令和８年度５月１日の区立中学校の部活動の状況は、表に示したとおりです。
○部活動に加入する生徒の割合は９０％と全国的に見ても高い数値になっています。
○また、本区では顧問教諭や部活動指導員、外部指導員が連携しながら、部活動を実施しています。

2. 目黒区における現状と課題

(3)令和7年度 目黒区立中学校部活動指導等業務委託の実施結果について

事業概要

目　的：部活動の充実及び教員の負担軽減

実施校：東山中学校(令和6年度からモデル事業開始)

業務内容：顧問業務の支援、専門的な技術指導、大会引率等

対象部活動数

7部

令和7年度は文化部にも対象を拡大

運動部(6部)	男子バレーボール部、卓球部、 女子バレーボール部、陸上部、 女子ソフトテニス部、女子バドミントン部
文化部(1部)	吹奏楽部(令和8年2月から実施)

年度比較	実施期間	延べ回数(指導・大会引率)
令和6年度	6か月	311件
令和7年度	**通年**	**657件**

※ 令和6年度は10月から翌年3月までの6か月間、令和7年度は通年で実施

生徒への効果

- 指導員の配置により、生徒が専門的な指導を受けられる機会が増加
- 練習内容が充実し、技術力及び競技意識が向上
- 専門的な指導を通じて、生徒の活動意欲や競技への取組が向上

○続いて、令和６年度から東山中学校で実施している部活動指導等業務委託の結果です。
○本事業は、部活動の充実と教員の負担軽減を目的に、顧問業務の支援や専門的な技術指導、大会引率などを行うものです。
○令和7年度は、運動部6部と文化部1部の計7部を対象に、通年で実施し、指導・大会引率の延べ回数は657回となりました。
○生徒が専門的な指導を受けられる機会が増加したことにより、練習内容の充実や技術力、活動意欲の向上が見られ、生徒・保護者から概ね好評を得ています。

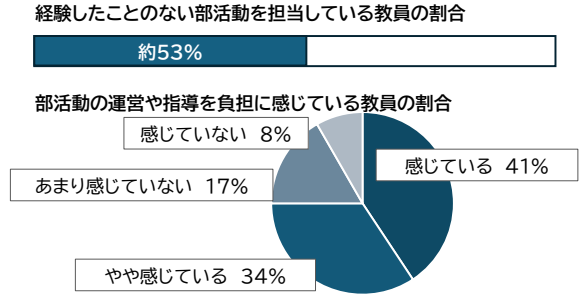
2. 目黒区における現状と課題

(4)課題

・中学校では約半数の教員が経験のない部活動を担当。
・部活動を担当している教員のうち、約75%が部活動に負担。

●指導者の種目・分野に関する経験と知識が課題

●外部指導者の配置人数増加に伴う指導技術の質の確保や財政面の課題も顕在化



目黒区部活動に関するアンケート(令和6年7月～8月に実施)より

○課題としては、中学校では約半数の教員が、経験のない部活動を担当しており、部活動を担当している教員のうち、約７５％が部活動を負担に感じていることから、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動をよりニーズに合ったものにするためにも、教員の負担軽減はもちろん、学校内の部活動だけではなく、地域や団体、企業など外部と連携して取り組むことが求められます。
○委託による部活動支援事業を実施しているモデル校でも、指導員の安定的な確保や指導技術の維持、増加する財政負担などの課題があることも分かっています。
○また、従前から配置している外部指導者（部活動指導員・外部指導員）についても、配置人数の増加に伴い区が負担する報酬額は年々増加している状況にあります。

3. 部活動の教育的意義

学校教育の一環としての役割

①生涯にわたる豊かな活動を継続する資質・能力の育成
②体力の向上・健康の増進・感性・創造性・表現力の育成
③自主性、協調性、責任感、連帯感の育成
④指導者や異学年の生徒など多様な人間関係の形成

部活動は、学校教育の一環として**生徒の自主的・自発的な参加**により行われ、顧問との信頼関係の下で共通の目標を目指し、豊かな学校生活を創造してきた。また、**スポーツや文化・科学・芸術**などの活動を通じて、**学習意欲や責任感、連帯感、自主性、社会性**を育み、健全な人間形成や生涯学習の基盤を築く重要な教育活動である。

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（東京都）より

○中学校における部活動は、学習指導要領において教育課程外の活動とされている一方で、学校教育の一環として位置付けられており、単なるスポーツ・文化芸術活動ではなく、活動を通じて学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などの教育的意義があります。
○こういった教育的意義は、部活動改革においても大切にすべき視点であり、今後も踏襲していきます。

3. 部活動の教育的意義

学校教育の一環としての役割

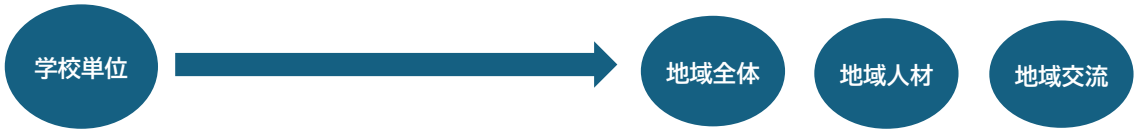
社会状況の変化　　教育課題の複雑化

これまでの部活動の意義を継承しつつ、より持続可能な運営方法、地域の関係団体等との連携など、地域の実情等に応じた多様な形態での部活動

目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方を示す

〇社会経済状況の変化により、教育課題は複雑化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えています。
〇これまでの学校部活動の意義を継承しつつ、より持続可能な運営方法、地域の関係団体等の連携など、社会の変化や区民のニーズに応える、多様な形態での部活動のあり方を検討し、進めていく必要があることから、国や東京都の動きも踏まえた上で、「目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方」をお示しいたします。

4. 部活動改革の理念



①生徒が継続的にスポーツ･文化芸術活動に親しむ機会を確保･充実させる
②地域全体で関係者が連携して支えることで生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する
③より多くの生徒が希望に応じた活動に参加できるような環境を整備する
④学校教育の質の向上にも資するよう、学校における働き方改革の推進を図る

区立中学校の魅力づくり　　子どもたちの心豊かで健やかな成長

○部活動の教育的意義や教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、目黒区では、文部科学省のガイドラインに掲げられている部活動改革の理念①～③の3点に加え、区独自の理念として④に示されている、教員の働き方改革の視点を含めた4点を目黒区の部活動改革の理念として設定します。
○部活動改革により、とりわけ多様な活動が可能となることで区立中学校の魅力づくりにつなげるとともに、子どもたちがさらに心豊かに、そして健やかに成長していくことを目指します。
○こうした、部活動の地域への展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、生涯学習の推進、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることが期待されます。

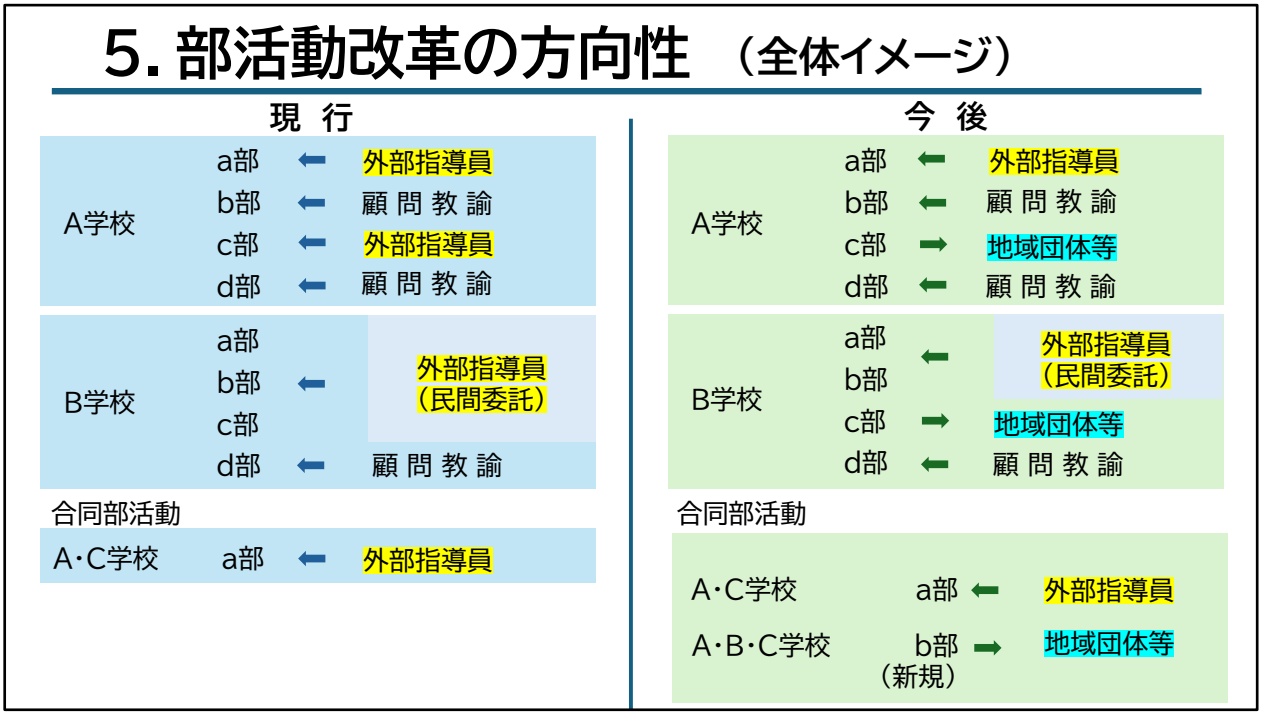
5. 部活動改革の方向性 （取組の類型・名称）

名称	運営方法	主な指導主体
地域連携	学校部活動への 地域人材活用	○教員・部活動指導員・外部指導員 ○民間事業者（一部の学校で実施）
拠点化	合同部活動	○区内等で活動するスポーツ・ 芸術・文化団体や民間事業者 ○教員・部活動指導員・外部指導員
地域展開	地域団体等への 運営移行 （地域クラブ活動）	○区内等で活動するスポーツ・ 芸術・文化団体や民間事業者

○目黒区では、これまで述べた部活動の教育的意義を継承したうえで、既存の学校における部活動を継続しながら、東京都が示す類型に沿って部活動改革を推進していきます。
○「地域連携」では、既存の学校部活動において、部活動指導員等の配置により部活動の指導体制の充実を図ります。また、人材確保が難しい場合は、一部の中学校において行っている民間事業者への委託の方法により指導員を配置していきます。
○「拠点化」は、複数の学校で連携して合同部活動を行い、子どもの活動の機会を確保するものです。学校の枠を超えて仲間と活動することで、生徒一人ひとりの学びと成長の機会が広がることから、今後も必要に応じて合同部活動の拡大を進めていきます。
○「地域展開」については、生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支え、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、より豊かで幅広い活動を可能とするものです。
○なお、国や東京都が示す地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する地域団体等が行う公的な活動です。
○ここでいう「地域団体等」とは、既存のスポーツ少年団、体育・スポーツ協会等の関係団体等や大学、民間企業等を指しています。
○目黒区では、部活動改革の進ちょく状況や、地域における受け皿の設置・

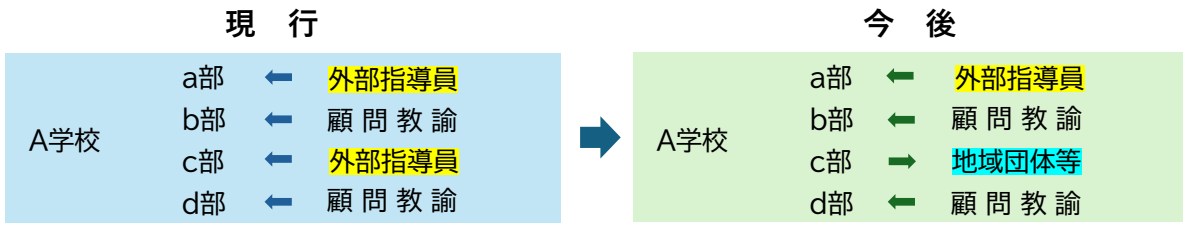
整備状況を踏まえ、別途、認定条件等の具体的な制度設計をするとともに、当面は、区内等で活動する既存の芸術・文化・スポーツ団体や民間事業者と連携して、「地域展開」を進めていきます。

5. 部活動改革の方向性 （全体イメージ）



○部活動改革の方向性のイメージ図です。
○本区では現在、各学校において教員による部活動指導、外部指導員を活用した指導、民間事業者に委託した外部指導員を活用した指導、複数校による合同部活動での指導が行われています。
○今後は、現行の部活動の指導形態に加え、地域団体等を活用した部活動の展開を図ってまいります。
○黄色は地域連携、水色は地域展開を示しており、合同部活動は「拠点化」を示しております。
○従前の部活動は、顧問教諭を中心に引き続き指導を行ってまいります。
○これにより、部活動の種別の多様化による生徒の選択肢の拡大、地域団体を含めた外部人材等の活用による指導の専門性の向上を図ります。

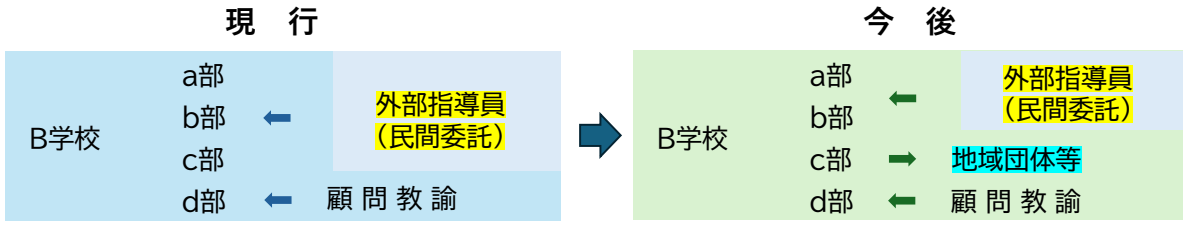
5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ①）



A学校のパターン
（現行）
・a部とc部が外部指導員を活用した指導（「地域連携」）
・b部とd部は教員による部活動指導
（今後）
・b部とd部の教員による部活動指導とa部の外部指導員は残しつつ、
c部の部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

○例えば、スライド上のＡ学校では、現在、a部とc部が外部指導員を活用した指導、いわゆる「地域連携」やb部とd部は教員による部活動指導を行っていますが、今後は、b部とd部の教員による部活動指導とa部の外部指導員は残しつつ、c部の部活動運営を地域団体等に移行する「地域展開」が考えられます。

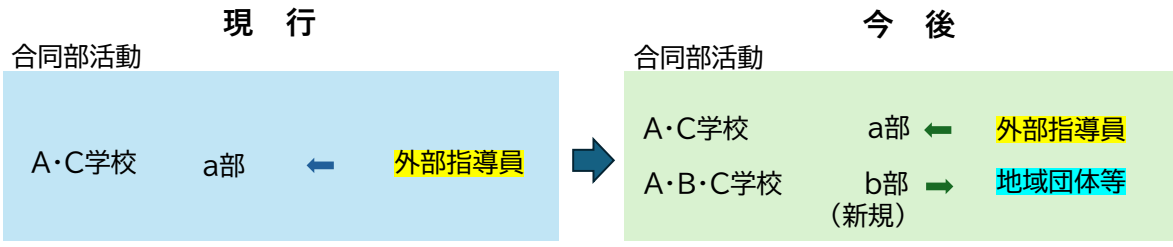
5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ②）



B学校のパターン
（現行）
・a部とb部とc部の部活動指導を外部委託（「地域連携」）
・d部は教員による部活動指導
（今後）
・a部とb部の外部委託、d部の教員による部活動指導は残しつつ、
c部の部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

○また、スライド上のB学校では、現在、a部とb部とc部の部活動指導を外部委託する「地域連携」をし、d部は教員による部活動指導を行っていますが、今後は、a部とb部の外部委託、d部の教員による部活動指導は残しつつ、c部の部活動運営を地域団体等に移行する「地域展開」が考えられます。

5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ③）



合同部活動のパターン（いずれかの学校で拠点化）
（現行）
・A学校とC学校のa部ではそれぞれの学校単体で部活動ができないため、合同実施にして外部指導員を活用（「地域連携」）
（今後）
・A学校とC学校の合同a部の外部指導は残しつつ、新たにB学校を加え、b部の合同部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

○合同部活動の場合には、現在、A学校とC学校のa部ではそれぞれの学校単体で部活動ができないため、合同実施にして外部指導員を活用する「地域連携」を行っていますが、今後は、A学校とC学校の合同a部の外部指導は残しつつ、新たにB学校を加え、b部というこれまでにない新しい内容の部活動を地域団体等に移行する「地域展開」が考えられます。

5. 部活動改革の方向性（地域クラブ活動の認定）

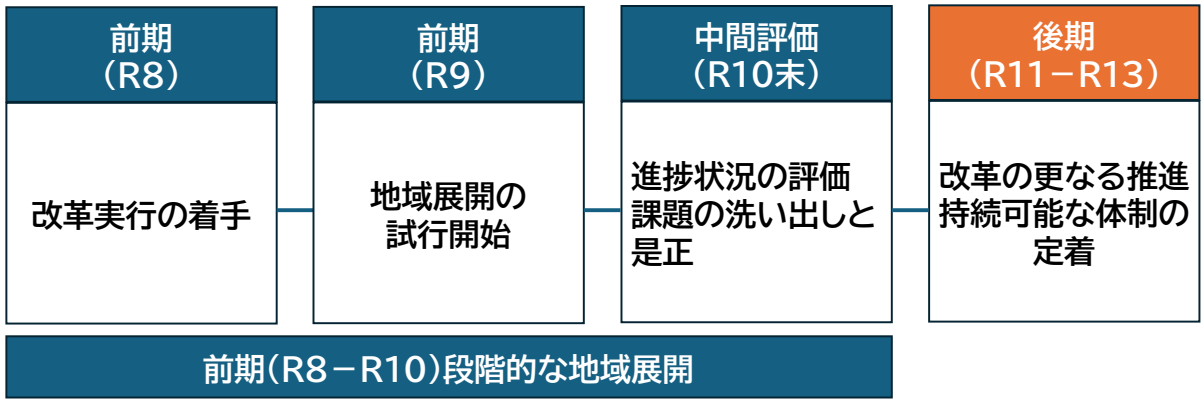
＜認定要件の考え方＞（現時点で想定されるもの）

（1）学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること
（2）豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
（3）適切な活動時間や休養日が設定されていること
（4）活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
（5）適切な指導の実施体制が確保されていること
（6）適切な安全確保の体制が確保されていること
（7）適切な運営体制が確保されていること
（8）学校等との連携が適切に行われていること

東京都教育委員会「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」令和８年３月から

○国や都のガイドラインを参考に、現時点で想定される目黒区における認定要件の考え方は以上のとおりです。

5. 部活動改革の方向性（改革のロードマップ）



評価軸：生徒のニーズへの適合、指導体制の安定性、働き方改革の成果

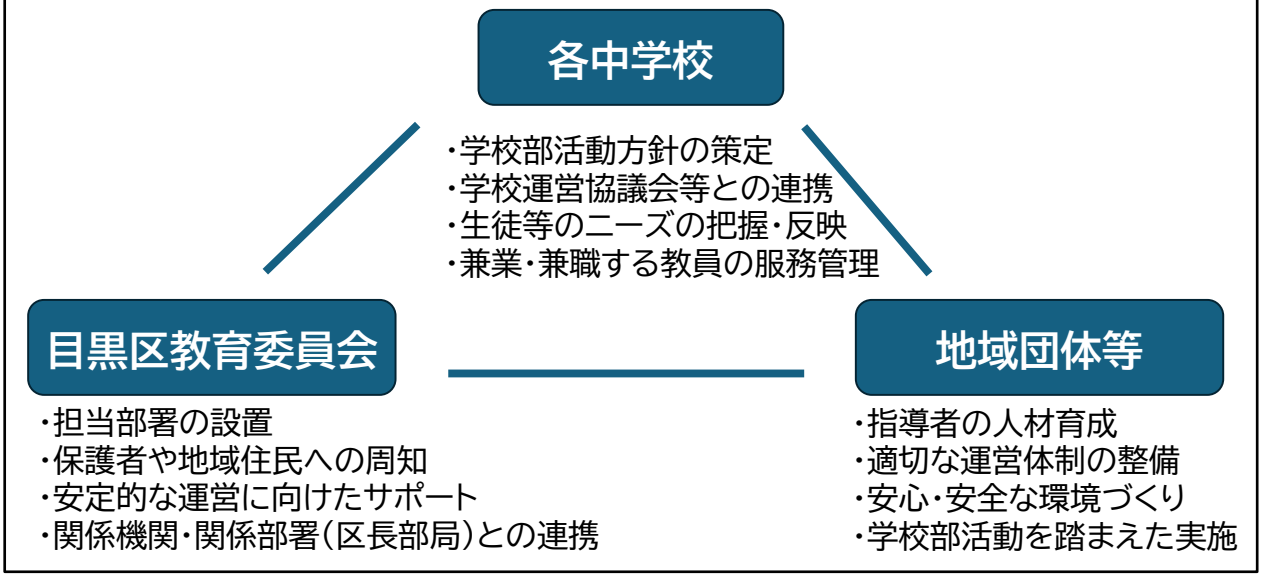
○改革のロードマップについては、国や東京都が示している期間に準じます。
○令和８年度から令和１０年度を前期とし、改革実行へ着手し、段階的な地域展開を進めていきます。
○令和9年度は、一部の部活動で民間・地域団体等公募を行い、地域展開の試行を開始いたします。
○令和１０年度末には、中間評価を行い、課題の洗い出しをして是正に向けて必要な措置を検討・実施していきます。
○評価軸としては、生徒のニーズへの適合、指導体制の安定性、そして働き方改革への寄与を考えています。
○令和１１年度から令和１３年度までを改革の後期と位置付け、改革をさらに推進し、持続可能な体制としていくことを目指します。

6.「地域展開」にあたっての留意事項

(1)地域の実情に応じた多様な形態が想定されるため、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行う。
(2)全校一斉に取り組むのではなく、関係団体等との調整が整ったものから段階的に地域展開を進めていく。
(3)安定的・継続的に改革を進められるよう、民間企業等との連携など、多角的な方法を検討する。
(4)家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないよう、費用負担に配慮する。
(5)部活動改革は、多面的な効果が期待されるものであるため、幅広い関係者が一丸となって取組を進める。

○「地域展開」を進める際の留意事項としては、実現のための具体的手法については、地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、多様な形態が想定できます。そのため、改革の全体像、段階的に進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行っていきます。
○部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイングの向上、地域社会の維持・活性化・健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであるため、区長部局、教育委員会事務局、学校、地域団体、民間事業者等、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ、連携・協力のもとで取組を進めてまいります。

7. 推進体制の整備



○目黒区教育委員会が責任主体となり、担当部署を設置して、地域展開に向けた基盤づくりや各中学校に対する支援等を行うなど、適切な推進体制を整備します。
○目黒区の部活動改革は、幅広い関係者の理解と協力のもとに進めていく必要があります。連携する地域団体や民間企業等は、部活動を運営する団体として適切な運営体制の整備を行ったり、事故やハラスメントの防止のための措置を講じたりして、生徒が安心して安全に活動できる環境を整えます。
○教員の兼業・兼職については、中学校の教員だけでなく、小学校の教員等が、その希望に応じて、円滑に兼業・兼職できる環境を整備していきます。

8. 地域展開に伴う学校との連携について

地域団体等及び関係団体・大学・民間企業との連携

①区立中学校との適切な連携による関係性の維持
②活動方針・活動状況等の共有による指導の一貫性の確保
③学校施設の活用や希望する教員の兼業・兼職等の円滑な実施
④生徒・保護者への情報提供による活動への参加促進
⑤新たな視点やノウハウの導入による活動の充実
⑥持続的な連携・協働を推進するための協定締結や連携の枠組みの明確化

○「地域展開」となっても、部活動と区立中学校との関係が切り離されるものではなく、在籍校との適切な連携を図ることが重要です。
○連携する地域団体の活動方針・活動状況等を適切に中学校等と共有し、例えば平日に学校部活動、休日に地域団体等の活動に参加する生徒については、指導の一貫性を確保する必要があります。
○また、小中学校と必要な連携を図りながら、地域団体等の学校施設の活用や希望する教員の兼業・兼職等を円滑に行うとともに、生徒・保護者への情報提供を通じて地域団体等と連携した活動への参加を促進します。
○地域団体以外にも関係団体や大学・民間企業との連携により、行政側にはない視点等が導入され、より充実した活動となることが期待されます。こうした団体との協定の締結など、持続可能な連携・協働を推進するための方法も検討します。

9. 今後の検討課題

課題	内容・方策
指導者の確保・育成	・地域の多様な人材等から確保 ・指導を希望する教員等の兼業・兼職等を促進
活動場所の確保	・学校施設・区有施設・民間施設等 ・活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組む。
不適切行為や事故の防止	・不適切行為（暴言・暴力、ハラスメント、性加害等）の防止を徹底 ・指導の手引きやマニュアルを完備する。
受益者負担	・経済的な理由によって活動機会が失われないよう、低所得世帯にも配慮した金額設定
生徒の活動機会の確保	・障害の有無に関わらず、生徒が活動を主体的に選択できる環境を整備
規定整備	・目黒区立学校に係る部活動の方針　・地域クラブ活動認定制度 ・目黒区外部指導員等配置基準　　・教員等の兼業・兼職制度　等

○部活動の「地域展開」に当たり、指導者の確保・育成については、活動内容の質的な向上も図る必要があるため、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが不可欠です。地域の多様な人材から、質・量ともに十分な指導者を確保するとともに、指導を希望する教員等の兼業・兼職等を促進し、その仕組みを整えていくことや指導者への指導資格等の取得を促進する方策を検討していきます。
○また、活動場所の確保については、現在も地域団体等の活動場所として、学校施設をはじめ、区有施設、民間施設等が活用されているので、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域団体等が活動を行う場所を十分に確保していく必要があります。活動場所の確保・管理にも取り組んでいきます。
○そして、生徒の安心・安全の確保のために、従来の学校部活動と同様、不適切行為の防止を徹底して、活動環境を構築していきます。
○基本的には、指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていきますが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備として、指導の手引きの作成や相談窓口の整備なども併せて進めていきます。万が一事故や不適切行為が発生した場合の責任体制を明確にし、発生時には、生徒が在籍する中学校や保護者とも連携しながら、事後対応を行い、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行います。

〇さらに、「日本版DBS（こども性暴力防止法）」を踏まえ、指導者の性犯罪歴を確認し、性暴力を未然に防ぐための取組をすすめてまいります。
〇部活動の地域展開後は、指導者の人件費など、活動に当たり必要となる経費が発生します。参加者からの会費などにより賄われていくことになれば、その結果、保護者にとっては、現行の学校部活動と比較して高額な会費を負担しなければならなくなることも考えられます。
〇持続的に地域団体等の活動を運営していくためには、一定額の会費の徴収は必要ですが、その金額によって子どもたちの活動機会が失われないよう、低所得世帯にも配慮した金額設定が必要であり、適切な支援策を検討していきます。
〇生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくにあたり、障害がある生徒も地域団体の活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要です。そのため、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開していけるようにします。また、学校部活動にはない、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供を目指します。

2031

改革定着の目標年度

ウェルビーイングの向上

目黒区
MEGURO CITY

〇国は、部活動改革定着時期を２０３１年、令和１３年度と位置付けています。
〇本区においても、部活動改革をさらに推進し、持続可能な部活動の運営体制を構築するとともに、子どもたちのウェルビーイング向上を目指していきます。